

事業概要書

1 事業名称

浜松医療センターエネルギーサービス事業

2 事業期間

契約日から15年間

3 事業場所

中区佐鳴台五丁目（新病院棟建設予定地）及び富塚町地内（既存3号館） 地内

4 事業目的

本事業は、浜松医療センター新病院整備事業の実施において、病院の本業である医療サービスへの経営資源の集中を図るとともに、事業者のノウハウを活用した省エネルギー・省コストの実現や専門性を活かした災害時等のエネルギー供給の安定性の向上、さらには、各年度支出の平準化による安定経営の推進を図ることを目的とする。

5 事業概要

エネルギーサービス事業（以下、「ES事業」という。）の事業方式は、エネルギーサービス事業を行う事業者（以下、「事業者」という。）が、電力、冷水、温水、給湯、蒸気を製造するためのエネルギーサービス設備（以下、「ES設備」という。）の設計業務、施工業務、工事監理業務を行うとともに、事業期間を通して維持管理業務、運営管理業務及び加工エネルギー供給業務を行う。また、事業形態としては、事業者がES設備を設置するとともに、維持管理及び運営を行った上で、事業終了後、市にES設備の所有権等を移転する方式とする。

ES事業にて事業者が実施する業務の対象は、以下のとおりとする。

(1) ES設備の設計・調達・施工及びその関連業務

事業者は、ES設備の設計、調達、施工、工事監理を行うこと。

事業者は、各業務完了時に完了検査を受けること。また、本市の指示により適宜、各段階での中間検査を受けること。

(2) ES設備の調達等に伴う資金調達及びその関連業務

事業者は、ES設備の調達及び施工などに要する資金を自ら調達すること。

(3) ES設備の設計、施工に関する全ての手続き業務及びその関連業務

事業者は、関係諸官庁への届出など、ES設備の設計、施工に関する全ての手続きを行うこと。

(4) 事業期間内における E S 設備の運転管理・維持運營業務

事業者は、E S 設備を運転し、病院に対して、空調用冷温水、給湯用温水、蒸気、電気等の加工エネルギーの供給を行うこと。なお、E S 設備共用開始前の試運転については、事業者の負担により行うこと(電気、ガス、水等の使用料も事業者の負担とする)。また、E S 設備共用開始後の電力、ガス、水等の一次エネルギーの調達は本市が行う。

事業者は、E S 設備の法定点検、定期点検、消耗品及び部品の交換、修繕等の維持管理を行うこと。

(5) 病院設備の運転管理に対する改善

事業者は、事業期間に渡り E S 設備に関する計測及び検証等を自らの責任で行うとともに、得られた各種データに基づき、E S 設備の運転に対して省エネルギー、省コストを目的とした改善を行うこと。さらに、事業者は、事業期間に渡り病院側が行う病院設備の運転に対して、省エネルギー、省コストを目的とした有効な助言を行うこと。省エネルギーの分析、評価は L C E M ツール等を用いること

(6) 緊急対応業務及びその復旧

事業者は、E S 設備に異常が生じた場合には、早期に自らの負担にて仮復旧及び本復旧の対応に着手し、病院の機能を維持すること。

(7) 補助金を活用する場合における補助金申請手続き等各種申請業務

活用できる補助金等の調査、提案を行うこと。

補助金申請については必要となる図書や資料の作成等を行い、申請手続きを行うこと。

(8) 計画通知関連業務(省エネ適判等)

本市及び実施設計者と協議の上計画通知関連業務を行うこと。

(9) 近隣説明会のための資料作成及び立ち会い

(10) その他調整業務

事業者は、本市及び設計者と設計に関する調整協議を行うこと。

本市及び事業者との協議により、業務内容を変更することは妨げない。

6 事業スケジュール

浜松医療センター新病院整備事業の想定スケジュールは、以下のとおりである。

ただし、事業の進捗状況によって、スケジュールが変動する場合がある。

実施設計	: 平成 29 年 10 月～平成 31 年 7 月
建設工事(新病院棟)	: 平成 31 年 11 月～平成 34 年 8 月
改修工事(既存 3 号館)	: 平成 35 年 1 月～平成 35 年 12 月
開院(新病院棟)	: 平成 35 年 1 月

開院(既存3号館) : 平成36年 3月
エネルギー供給 : 平成34年 9月～平成49年 3月

7 成果品

本事業の成果品は下記のとおりとし、本市の求めに応じて適宜提出すること。印刷物の書式、成果品の提出方法等は本市と協議の上、決定する。

(1) 共通

- ・打合せのために作成した資料
- ・各種会議録
- ・上記の原稿及び電子データを収録した電子媒体

(2) 設計業務（協定書締結から基本合意締結まで）

ア 着手前

- ・着手届（指定書式）
- ・業務計画書（業務方針、工程表、業務体制図、経歴書等）

イ 完了時

- ・設計計算書
- ・設計図（建築・電気・機械）
- ・上記の原稿及び電子データを収録した電子媒体
- ・関係諸官庁届出書類
- ・自主検査記録書
- ・完成届（指定書式）

(3) 施工業務（基本合意書締結から事業変更契約締結まで）

ア 施工前

- ・着手届(指定書式)
- ・工事实績登録確認
- ・総合施工計画書
- ・施工要領書
- ・施工体制台帳及び体系図

イ 施工中

- ・下請届（指定書式）
- ・納入仕様書
- ・施工図（建築・電気・機械）
- ・工事月報（日報、工事写真、工程表、議事録、各種検査記録）

ウ 完了時

- ・完成届（指定書式）
- ・各種試験結果報告書

- ・工事写真（電子データ）
 - ・産業廃棄物管理表
 - ・クレダス関連資料
 - ・建設業退職金共済証紙購入状況報告書
 - ・関係諸官庁届出資料
 - ・自主検査記録書
 - ・完成届（指定書式）
 - ・E S 設備操作マニュアル
 - ・完成図（建築・電気・機械）
 - ・付属品リスト
- (4) 工事監理業務（基本合意書締結から事業変更契約締結まで）
- ア 着手前
- ・着手届（指定書式）
 - ・工事管理業務計画書
- イ 完了時
- ・自主検査記録書
 - ・完成届（指定書式）
- (5) 維持管理業務（事業契約締結から事業完了まで）
- ・維持管理業務計画書
 - ・年間業務計画書
 - ・半期業務報告書
 - ・半期改善提案書
 - ・保守点検報告書
 - ・不具合改善報告書

8 実施体制

- (1) 業務の遂行に当たっては、本市と十分な連絡を保ち、処理方針については、事業者の指示および承諾を受けるものとする。
- (2) 事業の遂行に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 事業者は、設計・施工の確認等においてB I Mを積極的に活用するものとする。
- (4) 設計調整及び施工調整協議に係る調整は本市が行う。本市が行う調整に対し、事業者は真摯に対応し協力するものとする。
- (5) 事業者は、本市に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (6) 本市は、事業者に対して情報提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (7) 成果物及び本事業の遂行によって生じる権利は、本市に帰属するものとする。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、本市の承諾を必要とする。

(8) 事業者は、業務によって知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。

(9) 事業者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に本市の承認を得るものとする。

9 費用負担

(1) 業務に必要な調査等の資材、器具、消耗品等はすべて事業者の負担とする。

(2) 本設計業務を行うについての浜松医療センター内の光熱水費は求償しない。

10 支払い方法

E S事業の支払いは、各事業年度の半期ごととする。

11 その他

(1) 本事業について必要な資料については、本市と調整した上で収集するものとする。

なお、事業者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本事業期間終了までに返却しなければならない。

(2) 成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする

こと。

(3) 本事業及び実施設計業務以外に、別途「新病院整備事業設計協力業務（以下、設計協力業務という。）」の発注を予定している。事業者は、設計協力業務受託者と協力して業務を遂行するものとする。また、事業者は今後発注される新病院整備事業に関連する業務の受注者と協力するものとする。

(4) 提出された提案（改善提案を含む）は、原則内容の変更は認めない。

ただし、提案された内容の性能アップやコスト縮減を伴う場合は、本市と協議のうえ決定するものとする。

(5) 本概要書に定める事項について疑義が生じた場合及び事業の細目については、本市と事業者で協議のうえ決定するものとする。